

令和7年7月から申請用

経営規模等評価申請及び総合評定値請求要領

令和7年7月

愛媛県

目 次

1 経営事項審査の概要	
1 位置付け.....	2
2 経営事項審査の構成及び総合評定値の通知.....	2
(1) 経営状況分析.....	2
(2) 経営規模等評価.....	2
(3) 総合評定値の通知.....	3
3 審査項目・配点、算出方法等.....	3
2 直近の審査基準改正の概要	
(令和5年1月1日・令和4年8月15日・令和3年4月1日・令和2年4月1日施行) ...	5
3 申請方法等	
1 経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求について.....	7
2 申請方法等について.....	7
(1) 往復はがきによる申込み.....	7
(2) 審査日時等の通知.....	8
(3) 下書き審査の実施から本申請まで.....	8
3 申請書類について.....	9
(1) 提出部数.....	9
(2) 提出書類.....	9
(3) 添付書類.....	11
(4) 提示書類.....	14
4 特殊な申請について.....	19
(1) 完成工事高の業種間振り替えについて.....	19
(2) 実績の承継について.....	20
(3) 会社の合併・譲受・分割承継を行った場合の実績の承継について.....	21
5 手数料について.....	21
(1) 手数料の額.....	21
(2) 納付方法.....	21
6 経営事項審査の結果の通知について.....	22
7 経営事項審査結果の公表について.....	22
8 申請方法や内容等に関する各種お問い合わせについて.....	22
4 その他	
1 虚偽申請防止対策について.....	23
2 建設機械の保有状況の評価について.....	24
3 「審査基準日以前に6か月を超える恒常的な雇用関係」の期間計算の取扱い事例....	25
4 防災協定を締結する建設業者への加点措置に関するQ A	25
5 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険について.....	27
6 知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況に関する評価について.....	27
7 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況について..	29
5 参考様式	
○様式第1号 工事種類別完成工事高付表.....	30
○様式第2号 経理処理の適正を確認した旨の書類.....	31
○様式第3号 継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿.....	34
○様式第4号 C P D単位を取得した技術者名簿.....	35
○様式第5号 技能者名簿.....	36
○様式第6号 誓約書（建設工事従事者の就業履歴を蓄積するために必要な措置）	37
□お問い合わせ先・申請窓口.....	38
□経営状況分析機関一覧.....	39

1 経営事項審査の概要

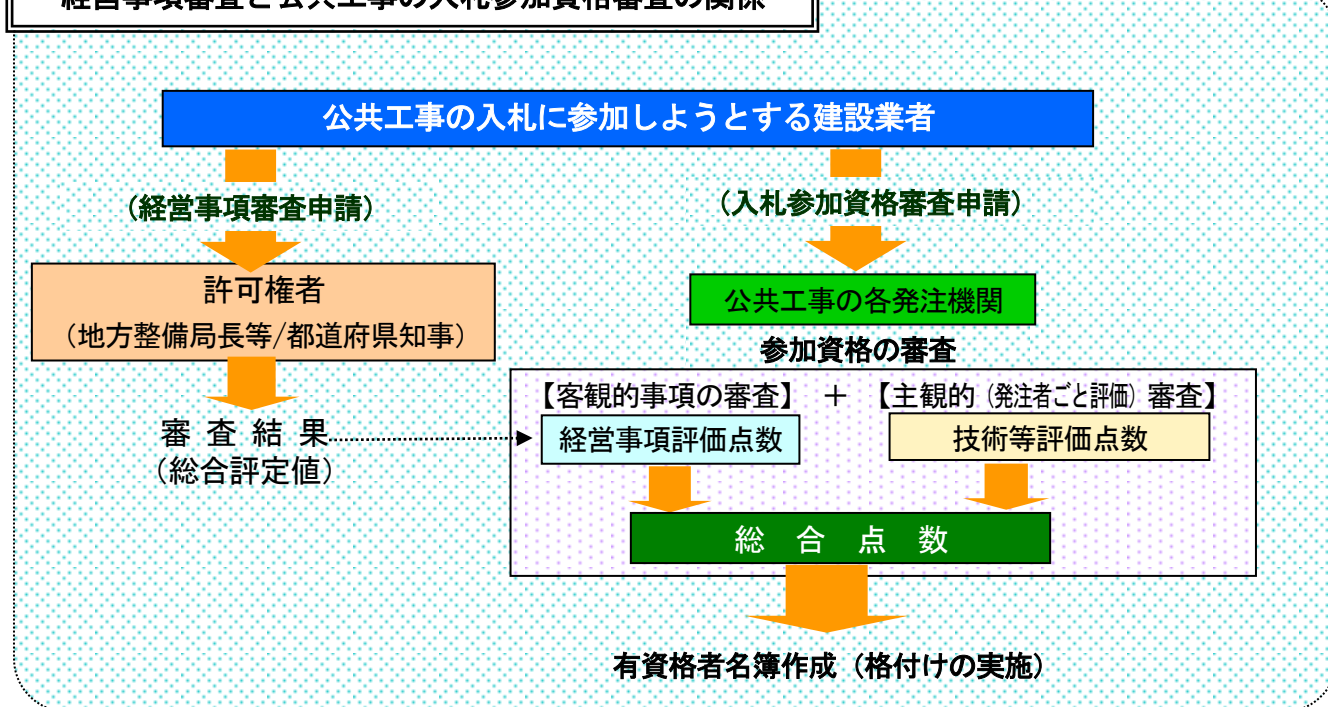
1 位置付け

公共性のある施設または工作物に関する建設工事を、国、地方公共団体などの発注者※から直接請け負おうとする建設業者（建設業法（以下、「法」という。）第3条第1項の許可を受けた者をいう。）が、その経営に関する客観的事項について審査を受けなければならないこととなっています（法第27条の23）。

経営事項審査の審査結果（総合評定値）は、各発注機関における入札参加資格審査の際に、客観的事項の審査点数として活用されます。この客観的審査事項による点数と、各発注機関による独自の評価点数を足し合わせて総合点数を算出し、いわゆる「格付け」が実施される場合があります。なお、この総合点数は発注機関によって異なります。

※発注者が国や地方公共団体のほか、主なものでは、国立大学法人、地方独立行政法人、土地開発公社、土地改良区、日本下水道事業団、日本放送協会、西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、日本たばこ産業株式会社、四国旅客鉄道株式会社等の場合も、経営事項審査を受けなければ、元請として建設工事を請け負うことができません。

経営事項審査と公共工事の入札参加資格審査の関係



2 経営事項審査の構成及び総合評定値の通知

(1) 経営状況分析

経営に関する客観的事項のうち、経営状況分析については、国土交通大臣の登録を受けた者（登録経営状況分析機関：39 ページ参照）が行っています（法第27条の24）。

(2) 経営規模等評価

経営に関する客観的事項のうち、経営規模、技術的能力その他の経営状況分析以外の事項の評価（経営規模等評価）については、国土交通大臣または都道府県知事が行います（法第27条の26）。

(3) 総合評定値の通知

国土交通大臣及び都道府県知事は、建設業者から請求があったときは、総合評定値（経営状況分析の結果に係る数値及び経営規模等評価の結果に係る数値を用いて算出した客観的事項の全体についての総合的な評定の結果に係る数値）を通知します（法第27条の29）。

3 審査項目・配点、算出方法等

以下の表に示すとおりです。

項目区分	審査項目	項目区分ごとの点数	ウェイト
①経営規模 〔X ₁ 〕 【業種毎に審査】	○年間平均完成工事高 (直前2年または3年のいずれかを選択)	X₁の点数 (最高点) (最低点) 2,309 397	0.25
〔X ₂ 〕 【一業者全体で審査】	○自己資本額 ○利払前税引前償却前利益	X₂の点数 (最高点) (最低点) 2,280 454	0.15
②経営状況 〔Y〕 【一業者全体で審査】	○純支払利息比率 ○負債回転期間 ○売上高経常利益率 ○総資本売上総利益率 ○自己資本対固定資産比率 ○自己資本比率 ○営業キャッシュ・フロー ○利益剰余金	Yの点数 (最高点) (最低点) 1,595 0	0.20
③技術力 〔Z〕 【業種毎に審査】	○技術職員数（業種別に点数化） ・1級監理受講者…6点 ・1級国家資格者…5点 ・監理技術者補佐…4点 ・基幹技能者・レベル4技能者…3点 ・2級国家資格者・1級技能士・レベル3技能者……………2点 ・その他の技術者…1点 ○年間平均元請完成工事高	Zの点数 (最高点) (最低点) 2,441 456	0.25
④その他の審査項目 (社会性等) 〔W〕 【一業者全体で審査】	○建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況 ○建設業の営業継続の状況（営業年数） ○防災活動への貢献の状況 ○法令遵守の状況 ○建設業の経理の状況 ○研究開発の状況 ○建設機械の保有状況 ○国又は国際標準化機構が定めた規格による登録の状況	Wの点数 (最高点) (最低点) 2,109 -1,995	0.15

※項目区分ごとの評点については、**計算上の最高点・最低点**である。

※経営状況（Y点）の評点の詳細については、次ページのとおり。

総合評定値の算出方法（建設業法施行規則第21条の3）

$$\star \text{総合評定値 (P)} = 0.25X_1 + 0.15X_2 + 0.20Y + 0.25Z + 0.15W$$

⇒ **総合評定値（P）の点数** (最高点) 2,165 (最低点) -18

○経営状況の評点

Yの評点は、以下の経営状況分析の8指標の数値をもとに『経営状況点数（A）』の算式によって算出した点数を「経営状況の評点（Y）」の算式に当てはめて求める。

経営状況分析の8指標

属性	記号	経営状況分析の指標 〔（ ）内はY評点への寄与度〕	算出式	上限値	下限値
負債 抵抗力	X ₁	純支払利息比率 (29.9%)	(支払利息－受取利息配当金) / 売上高×100	5.1 %	－0.3 %
	X ₂	負債回転期間 (11.4%)	(流動負債＋固定負債) / (売上高÷12)	18.0 力月	0.9 力月
収益率 ・効率性	X ₃	総資本売上総利益率 (21.4%)	売上総利益／総資本（2期平均）※ ×100	63.6 %	6.5 %
	X ₄	売上高経常利益率 (5.7%)	経営利益／売上高×100	5.1 %	－8.5 %
財務 健全性	X ₅	自己資本対固定資産比率 (6.8%)	自己資本／固定資産×100	350.0 %	－76.5 %
	X ₆	自己資本比率 (14.6%)	自己資本／総資本×100	68.5 %	－68.6 %
絶対的 力量	X ₇	営業キャッシュ・フロー (5.7%)	営業キャッシュ・フロー／100,000 千円 ※(2年平均)	15.0 億円	－10.0 億円
	X ₈	利益剰余金 (4.4%)	利益剰余金／100,000 千円	100.0 億円	－3.0 億円

(注)

- ・ X₁及びX₂については、数値が小さいほど評点に対してプラスの影響を及ぼす指標。
- ・ X₃については、総資本を2期平均とし、さらにその平均の額が3,000万円未満の場合は3,000万円とみなして計算する。また、個人の場合は、売上総利益を完成工事総利益と読み替える。
- ・ X₄について、個人の場合は、経常利益を事業主利益と読み替える。
- ・ X₇については、営業キャッシュ・フローの額を100,000千円で除した数値の2年平均とする。

【営業キャッシュ・フローの計算】

営業キャッシュ・フロー ＝ 経常利益 ＋ 減価償却実施額 － 法人税、住民税及び事業税 ± 引当金（貸倒引当金）増減額 ± 売掛債権（受取手形 ＋ 完成工事未収入金）増減額 ± 仕入債務（支払手形 ＋ 工事未払金）増減額 ± 棚卸資産（未成工事支出金 ＋ 材料貯蔵品）増減額 ± 受入金（未成工事受入金）増減額

- ・ X₈について、個人の場合は、利益剰余金を純資産合計と読み替える。
- ・ X₁～X₈の数値について、小数点以下3位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。

●経営状況点数（A）＝ $-0.4605 \times X_1 - 0.0508 \times X_2 + 0.0264 \times X_3 + 0.0277 \times X_4$

$+ 0.0011 \times X_5 + 0.0089 \times X_6 + 0.0818 \times X_7 + 0.0172 \times X_8 + 0.1906$

※小数点以下2位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。

●経営状況の評点（Y）＝ $167.3 \times A + 583$ （最高点：1,595点、最低点：0点）

※小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。

2 直近の審査基準改正の概要

経営事項審査の項目及び基準について、中央建設業審議会での審議を経て、所要の改正が行われました。

●審査基準の改正内容（令和5年1月1日施行）

①建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況（W₁）の新設

W₉の「若年の技術者及び技能者の育成及び確保の状況」及びW₁₀の「知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況」をW₁の評価項目に移し、新たに「ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況」及び「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」を評価項目として追加する。

- ・ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況

項番	認定：点数	備考
51	プラチナえるぼし：5点　　えるぼし(第3段階)：4点 えるぼし(第2段階)：3点　　えるぼし(第1段階)：2点	最高5点 複数の項目に該当した場合は、一番点数が高い項目を評価。 (加算されない)
52	プラチナくるみん：5点　　くるみん：3点 トライくるみん：3点	
53	ユースエール：4点	

- ・建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況

※令和5年8月14日以降を審査基準日とする申請に限り評価する。

建設工事で次のイ～ハの措置をすべて実施した場合に加点

- イ CCUS（建設キャリアアップシステム）上での現場・契約情報の登録
- ロ 工事現場にカードリーダーを設置する等、直接入力によらない方法でCCUS上に就業履歴を蓄積できる体制の整備
- ハ 経営事項審査申請時に誓約書の提出

②建設機械の保有状況（W₇）に係る改正

加点対象建設機械に「締固め用機械」、「解体用機械」、「高所作業車（作業床の高さ2m以上）」を追加し、加点対象となる「ダンプ」の範囲を拡大する。

③国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況（W₈）に係る改正

エコアクション21の認証の取得状況を審査項目に追加する。

●審査基準の改正内容（令和4年8月15日施行）

監理技術者講習受講者に係る改正

1級監理受講者（6点）の加点可能な期間を「講習修了の日から5年間」から「講習修了の日の属する年の翌年1月1日から5年間」に改正する。

●審査基準の改正内容（令和3年4月1日施行）

①技術職員数（Z₁）に係る改正

監理技術者を補佐する資格を有する者（『1級技士補』：建設業法施行令第28条第1号又は第2号に掲げる者）について、4点の評点を付与する。

②労働福祉の状況（W₁）に係る改正

法定外労働災害補償制度について、『中小企業等協同組合法に基づき共済事業を営む者』との間の契約についても評価対象とする。

③建設業の経理の状況（W₅）に係る改正

公認会計士等の数の算出にあたって算入できる者を次のとおり改正する。

- ・公認会計士等の数＝（イの人数×1.0）＋（ロの人数×0.4）

イ	公認会計士であって、公認会計士法第28条の規定による研修を受講した者
	税理士であって、所属税理士会が認定する研修を受講した者
	1級登録経理試験に合格した年度の翌年度の開始の日から5年経過していない者
	1級登録経理講習を受講した年度の翌年度の開始の日から5年経過していない者
ロ	2級登録経理試験に合格した年度の翌年度の開始の日から5年経過していない者
	2級登録経理講習を受講した年度の翌年度の開始の日から5年経過していない者

○平成29年3月31日以前に1級又は2級の登録経理試験に合格した者は、令和5年3月31日までの間に限り、公認会計士等の数に算入できる。

○経理処理の適正を確認できる者の要件についても、上記イに掲げる者となる。

④知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況（W₁₀）の新設

建設業者による技術者及び技能者の技術又は技能の向上の取組の状況を次のとおり評価する。

- ・「技術者に関する評価」については、建設業者に所属する技術者が、審査基準日以前『1年間に取得したCPD単位の平均値』により評価する。
- ・「技能者に関する評価」については、建設業者に所属する技能者のうち、認定能力評価基準により受けた評価が審査基準日以前『3年間に1以上向上（レベル1からレベル2等）した者の割合』により評価する。

○評点については、以下の算式により算出される数値をもって審査する。

$$\left(\frac{\text{技術者数}}{\text{技術者数} + \text{技能者数}} \times \frac{\text{CPD単位取得数}}{\text{技術者数}} \right) + \left(\frac{\text{技能者数}}{\text{技術者数} + \text{技能者数}} \times \frac{\text{技能レベル向上者数}}{\text{技能者数} - \text{控除対象者数}} \right)$$

区分	10	9～10未満	8～9未満	7～8未満	6～7未満	5～6未満	4～5未満	3～4未満	2～3未満	1～2未満	1未満
評点	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0

●審査基準の改正内容（令和2年4月1日施行）

技術職員数の技術職員区分・資格の追加

- ・国土交通大臣が認定した建設技能者の能力評価基準により『レベル4』と判定された者について、「登録基幹技能者」同等のレベルとして評価し、3点の評点を付与する。
- ・国土交通大臣が認定した建設技能者の能力評価基準により『レベル3』と判定された者について、「技能士1級」同等のレベルとして評価し、2点の評点を付与する。

3 申請方法等

以下に記載する申請方法は、本県知事許可業者を対象とするものです。

大臣許可業者については、国土交通省地方整備局へ直接御確認ください。

(参考) 四国地方整備局HP (建政部)

http://www.skr.mlit.go.jp/kensei/sangyou/01_kensetu/03-keiei_jikou/index.html#ken02

※令和5年1月10日から運用開始予定の建設業許可・経営事項審査電子申請システム(JCIP)による電子申請の方法(電子申請要領)は、別途定めます。

1 経営規模等評価の申請・総合評定値の請求について

経営規模等評価の申請・総合評定値の請求をしようとする者は、まずは県機関に決算変更届(建設業法第11条第2項)を提出した後、登録経営状況分析機関に経営状況分析申請を行ったうえで、2に定める方法により、申請(下書き審査)の申込みを行っていただき、指定された日時・場所に3に定める申請書類を持参して審査を受けてください。

2 申請方法について

本県においては、経営規模等評価申請・総合評定値の請求をしようとする方すべてに対して、対面による下書き審査を行った後で、本申請(清書の提出)をお願いしています。

(1) 往復はがきによる申込み

往復はがきに以下のとおり明記し、下書き審査の申込みをしてください(次ページの記入例を参照)。

[往信部の表面(送付先)]

主たる営業所の所在地を管轄する各地方局建設部または各土木事務所の所在地(38ページを参照)を記入すること。

[往信部の裏面]

- ① 標題(「経営規模等評価申請・総合評定値請求申込書」と記入すること。)
- ② 審査基準日(決算日)
- ③ 主たる営業所の所在地
- ④ 商号または名称
- ⑤ 代表者氏名
- ⑥ 電話番号
- ⑦ 建設業許可番号

[返信部の表面]

申請者の宛先(郵便番号、住所、氏名等)を記入すること。

[返信部の裏面]

何も記載しないこと。(県で審査日時及び審査場所等を記載します)

(2) 審査日時等の通知

上記申込書の送付があった場合は、各地方局建設部または各土木事務所から、審査日時及び審査場所を指定して各申込者あて通知します。

なお、指定された日時で不都合がある場合は、返送元の各地方局建設部または各土木事務所に御相談ください。

※上記の申込み方法のほか、各地方局建設部または各土木事務所は、別に定めを設けて、経営規模等評価申請・総合評定値請求の申込みを受け付けることがあります。

(3) 下書き審査の実施から本申請まで

指定された日時・場所に3で掲げる書類（提出書類及び提示書類）を持参し、審査を受けてください。必要に応じて担当職員から修正事項等の指示がありますので、一度持ち帰っていただき、3（2）に掲げる提出書類について修正等を行った後、本申請（提出書類の清書提出）を行ってください。

経営規模等評価申請・総合評定値請求の申込みはがきの記入例

官製往復はがきに以下のように記入し、主たる営業所を管轄する各地方局建設部または各土木事務所に送付し、下書き審査の申込みをしてください。

〔往信部の表面〕

主たる営業所を管轄する地方局建設部または土木事務所のあて先を記入すること。

〔往信部の裏面〕

経営規模等評価申請・総合評定値請求の申込書

●審査基準日（決算日） 令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

株式会社〇〇建設

代表取締役 〇〇 〇〇

TEL (〇〇〇〇) 〇〇—〇〇〇〇

●建設業許可番号

愛媛県知事許可（般・特一〇〇）第〇〇〇〇〇号

〔返信部の表面〕

申請者のあて先（郵便番号、住所、氏名等）を記入すること。

〔返信部の裏面〕

何も記載しないこと。

3 申請書類について

(1) 提出部数

	正本	副本
愛媛県知事許可業者	1 部	1 部

(2) 提出書類

必ず、次の順番に揃えて提出してください。

番号	書類名称	摘要、備考
1	経営規模等評価申請書・総合評定値請求書（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「省令」という。）別記様式第25号の14）	20001 帳票
2	工事種類別完成工事高/工事種類別元請完成工事高（同様式別紙一）	20002 帳票
	工事種類別完成工事高付表（別記様式第1号）	業種間の振り替え※1を行う場合に限る
3	その他の審査項目（社会性等）（同様式別紙三）	20004 帳票
4	技術職員名簿（同様式別紙二）	20005 帳票
5	審査手数料収入証紙貼付書	本県様式
6	工事経歴書※2	
7	添付書類（1～13）	11 ページ以降の（3）添付書類に掲げる書類を1～13の順番に並べること
8	経営状況分析結果通知書	

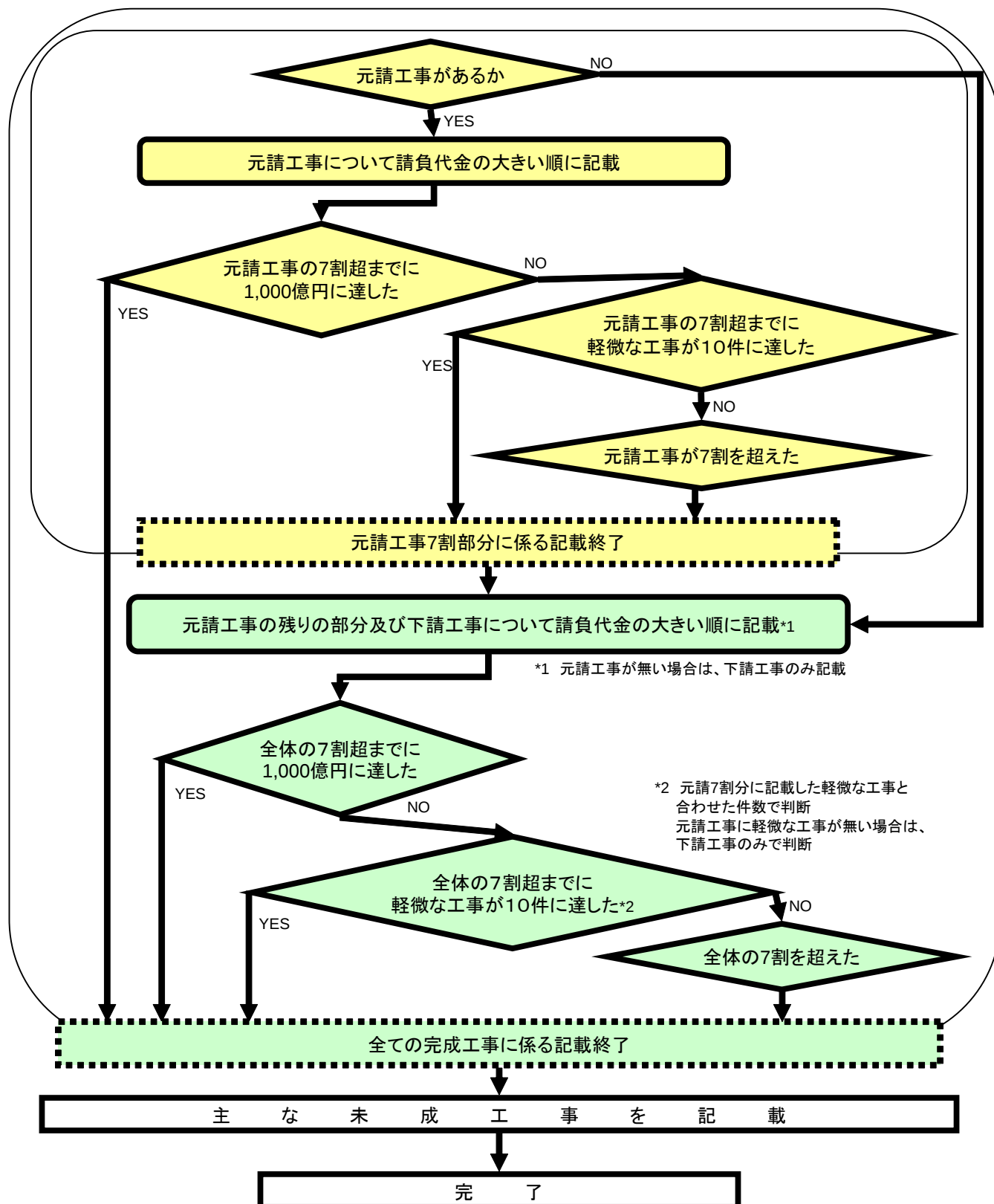
※1 完成工事高の業種間の振り替えに関しては、19ページを参照してください。

※2 工事経歴書について

- 許可申請時または毎事業年度終了時における変更等の届出時に、省令別記様式第2号による工事経歴書が添付されており、審査において提示等の確認が可能な場合には、提出を省略することができます。
- 基準決算の前期・前々期の工事経歴書については、今回受審する業種が前回経営事項審査を受審しているため、工事経歴の確認が当該経営事項申請書等で可能な場合は、当該申請書等の提示に代えることができます。
- 様式を提出する場合には、次により記載してください（次ページの記載フロー参照）。
 - ア 用紙の右肩に申請者名を記入すること。
 - イ 建設工事の種類ごとに別葉で作成すること。
 - ウ 元請工事に係る完成工事について、その請負代金の額の合計額の7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること。
 - 注1：500万円（建築1,500万円）未満の工事については10件まで記載
 - 注2：請負代金の額の合計額の1,000億円超部分は記載不要
 - エ 上記ウに続けて、ウ以外の元請工事及び下請工事に係る完成工事について、全ての完成工事高の約7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載
 - 注1：500万円（建築1,500万円）未満の工事については、10件まで記載
 - 注2：請負代金の額の合計額の1,000億円超部分は、記載不要
 - オ 上記エに続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載
 - カ 「土木一式工事」、「とび・土工・コンクリート工事」、「鋼構造物工事」については、請負代金の額の欄にその内訳として「PC工事」、「法面処理工事」、「鋼橋上部工事」の表示を行い、その金額を記入すること。

参 考 工事経歴書（第2号様式）の記載フロー

- ①元請工事に係る完成工事について、元請工事の完成工事高合計の7割を超えるところまで記載。
 ②続けて、残りの元請工事と下請工事に係る完成工事について、全体の完成工事高合計の7割を超えるところまで記載。ただし、①・②において、1,000億円または軽微な工事の10件を超える部分については記載を要しない。



(3) 添付書類

(2) の 7 に掲げる添付書類については、以下のとおりです。

〔留意事項〕

- ・以下の書類以外にも、窓口で審査に必要とする資料の添付を求めています。
- ・「原本」欄に○印を付していない書類でも、原本確認を行う場合があります。

(■：必ず必要となる書類、□：当該項目でいずれか1つで足りる書類)

番号	申請内容	添付書類摘要		原本	
1	〔項番：17〕 資本金借入金を自己資本の額に加算する場合	経営状況分析の申請時に提出した「資本金借入金」該当証明書（指定様式）の写し（公認会計士・税理士・建設業経理士1級（1級登録経理試験に合格・1級登録経理講習を受講した者）によるもの） ※在籍先（社内・社外）は問わない。			
2	〔項番：41〕 雇用保険加入の有無 ⇒「有」の場合	☐ 雇用保険料納入証明書 ☐ 労働保険概算・確定保険料申告書の控え（審査基準日を含む年度のもの）及び保険料領収済通知書（審査基準日を含む期間のもの）		○	
3	〔項番：42〕 健康保険加入の有無 ⇒「有」の場合	☐ 社会保険料納入証明書 ☐ 保険料納付領収証書（審査基準日を含む月分） ※健康保険の被保険者の適用除外の承認を受けて、全国建設工事業国民健康保険組合や全国土木建築国民健康保険組合等の国民健康保険に加入している場合は、「3.適用除外」としてください。減点となりません。 ※国保組合の加入証明書、健康保険の適用除外承認書など加入を証明する書類を添付のこと。		○	
4	〔項番：43〕 厚生年金保険加入の有無 ⇒「有」の場合	☐ 社会保険料納入証明書 ☐ 保険料納付領収証書（審査基準日を含む月分）		○	
5	〔項番：44〕 建設業退職金共済制度導入の有無 ⇒「有」の場合	■勤労者退職金共済機構建設業退職金共済事業本部または当該本部の愛媛県支部の発行する「建設業退職金共済事業加入・履行証明書」（経営事項審査用）		○	
6	〔項番：45〕 退職一時金制度もしくは企業年金制度導入の有無 ⇒「有」の場合	1) 退職一時金制度導入の場合	☐ 勤労者退職金共済機構中小企業退職金共済事業本部への加入を証明する書類（加入証明書） ☐ 特定退職金共済団体制度への加入を証明する書類 ☐ その他退職一時金制度の導入を証する書面（労働基準監督署の確認印のある就業規則または労働協約）	○ ○ ○	
		2) 企業年金制度導入の場合	厚生年金基金に加入している場合 適格退職年金契約を締結している場合 確定給付型企业年金に加入している場合 確定拠出年金に加入している場合	厚生年金基金加入証明書 適格退職年金契約書 〔基金型企业年金の場合〕 企業年金基金の発行する加入証明書 〔規約型企业年金の場合〕 資産管理運用機関の発行する加入証明書 確定拠出年金運営管理機関の発行する加入証明書	○ ○

番号	申請内容	添付書類摘要	原本
7	〔項番：46〕 法定外労働災害補償制度※1加入の有無 ⇒「有」の場合	1) 右のいずれかの団体の労働災害補償制度へ加入している場合、それぞれの加入を証する書面（加入証明書、保険証券、加入者証書等） 2) 労働災害総合保険もしくは準記名式の普通傷害保険に加入している場合、その加入を証する書面（保険証券等）	（公財）建設業福祉共済団 （一社）全国建設業労災互助会 中小企業等協同組合法に基づき共済事業を営む者 （一社）全国労働保険事務組合連合会 ○ ※2
〔備考〕 ※1 以下の全ての要件に該当することが必要 (1) 業務災害と通勤災害のいずれも対象とすること。 (2) 直接の使用関係にある職員及び下請負人（数次の請負による場合にあっては下請負人のすべて）の直接の使用関係にある職員のすべてを対象とすること。 (3) 少なくとも死亡及び労災保険の障害等級第1級から第7級までに係る身体障害のすべてを対象とすること。 ※2 加入証明書の場合は、原本添付。保険証券、証書の場合は、「原本提示 + 写しの添付」で可。			
8	〔項番：49〕 技術職員名簿に記載のない技術者の「CPD 単位取得数」に係る数値を評価する場合	「CPD単位を取得した技術者名簿」（別記様式第4号）	○
〔備考〕 審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は法第15条第2号イ、ロ若しくはハに該当する者又は一級若しくは二級の第一次検定に合格した者であって、技術職員名簿に記載のない者について作成すること。			
9	〔項番：50〕 「CPD 単位取得数」及び「技能レベル向上者数」に係る数値を評価する場合	「技能者名簿」（別記様式第5号）	○
〔備考〕 審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、審査基準日以前三年間に、建設工事の施工に従事した者であって、省令第14条の2第2号チ又は同条第4号チに規定する建設工事に従事する者に該当する者（ただし、建設工事の施工の管理のみに従事した者は除く。）について作成すること。			
10	〔別紙二：技術職員名簿（20005 帳票）関連〕 「高年齢者雇用安定法」の継続雇用制度の適用を受けている職員を雇用している場合	「継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿」（別記様式第3号）	○

番号	申請内容	添付書類摘要	原本
11	〔項番：54〕 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施している場合	「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書及び情報共有に関する同意書（様式第6号）」	○
〔備考〕 加算要件を満たさないにもかかわらず、「該当あり」として申請された場合は虚偽申請となるためご注意ください。			
12	〔項番：57〕 防災協定の締結の有無 「有」の場合	1) 申請者が加入している団体が防災協定を締結している場合 ■団体が締結している防災協定書※1 ■申請者が団体に加入していること及び申請者が防災活動に一定の役割を果たすことが確認できる書類 [団体等が発行する活動計画書・加入証明書等] 2) 申請者が単独で防災協定を締結している場合 防災協定書	○※2
〔備考〕 ※1 愛媛県との防災協定である場合は、防災協定書の提出を省略できます。 ※2 加入証明書の場合は、「原本の添付」とします。			
13	〔項番：60〕 「監査の受審状況」にて、「3」に該当する場合	「経理書類の適正を確認した旨の書類」（別記様式第2号）	○
〔備考〕 建設業の経理に関する業務の責任者は、自社が恒常的に雇用している者であることが必要（決算書の作成を外部の税理士に依頼しているだけでは該当しない）。			
14	〔項番：64〕 「建設機械の保有状況」にて、1台以上の該当がある場合	建設機械保有状況一覧表（本県様式） 所有形態がリース契約の場合において、リース期間が当該審査基準日から1年7ヶ月以内に終了する建設機械について、リース契約の更新、延長及び建設機械の買い取りをすることを理由として評価を受けようとする場合 建設機械のリース契約に関する申出書（本県様式）	○
15	外国子会社の経営規模に係る数値を評価する場合	「外国子会社並びに建設業者及び外国子会社についての数値の認定書」※事前に国土交通大臣に認定申請を行い、認定書を受ける必要があります。 （参考）国土交通省HP https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000038.html 認定内容 ①外国子会社の工事種類別完成工事高 ②建設業者及び外国子会社の自己資本の額 ③建設業者及び外国子会社の利払前税引前償却前利益	○

(4) 提示書類

次に掲げる書類等については、審査当日持参のうえ、提示してください。

〔留意事項〕

- ・以下の提示書類以外にも、審査に必要とする資料の提出または提示を求めることがあります。
- ・「原本」欄に○印を付していない書類でも、原本確認を行う場合があります。
- ・「原本」欄に「原本添付」と記載したものは、(3)に掲げたものの再掲です。

(■：必ず必要となる書類、□：当該項目でいずれか1つで足りる書類)

番号	書類内容	提示書類摘要		原本	
1	〔項番：17〕 資本性借入金を加算した自己資本額の確認に要する書類	(資本性借入金を自己資本の額に加算する場合) 基準決算の貸借対照表 ※〔項番：17〕自己資本額の計算基準区分で「2：2期平均」を選択し、自己資本額に資本性借入金を加算した金額を含める場合は、基準決算の直前の審査基準日の貸借対照表も提示			
2	〔項番：18〕 利払前税引前償却前利益の確認に要する書類	1) 法人の場合	■法人税申告書別表 16(1)及び(2) ■損益計算書 (省令別記様式第 16 号)		
		2) 個人の場合	青色申告の場合	所得税青色申告決算書	
			白色申告の場合	収支内訳書	
		外国子会社の経営規模に係る数値を評価する場合	■損益計算書 (省令別記様式第 19 号) [再掲] ■外国子会社並びに建設業者及び外国子会社についての数値の認定書 ※事前に国土交通大臣に認定申請を行い、認定書を受ける必要があります。		原本添付
[備考] 経営状況分析結果通知書に「参考値」の記載がある場合、その内容で確認できれば省略可能。					
3	完成工事高等の確認に要する書類	1) 前年の経営規模等評価を受けた者	■前年の経営規模等評価申請書・総合評定値請求書 (地方局建設部または土木事務所の受領印のあるものに限る。)	○	
			■基準決算に係る決算変更届 (地方局建設部または土木事務所の受領印のあるものに限る。)		
			■経営規模等評価結果通知書		
		2) 前年の経営規模等評価を受けていない者	今回申請の基準決算及びそれ以前の前の決算についての決算変更届 (審査基準日以前 24 か月間、または 36 か月を充当することとし、地方局建設部または土木事務所の受領印のあるものに限る。)		○
	■消費税確定申告書控え (第 27-(1)号様式；税務署で収受印が押印されたもの。 なお、電子申請の場合は、申告書及び申告に対する「受信通知」) ※令和 7 年 1 月以降の申告分については、受付印の確認を行いません。 ■「消費税及び地方消費税納税証明書」 (国税通則法施行規則別紙第 9 号書式 (その 1))		○		
	外国子会社の経営規模に係る数値を評価する場合	[再掲] ■外国子会社並びに建設業者及び外国子会社についての数値の認定書 ※事前に国土交通大臣に認定申請を行い、認定書を受ける必要があります。		原本添付	

番号	書類内容	提示書類摘要		原本
4	工事経歴等の確認に要する書類	☐ 契約書、注文書・請書、発注者の証明書等		
		☐ 請負工事台帳		
		☐ 総勘定元帳		
		J Vによる施工の場合	協定書等の出資比率がわかる書類または分担した工事額がわかる書類	
		「工事進行基準」を採用している場合または「部分完成基準」により当該会計年度内に完成した出来高部分の実績を計上する場合	事業年度毎の出来高を確認できる書類（「工事進行基準」を採用する業者にあつては、注記表（省令別記様式第 17 号の 2）、原価計算書類等も必要）	
		工事経歴書の添付を省略する場合	決算変更届（地方局建設部または土木事務所の受領印のあるものに限る。）	
【備考】 【提示書類の範囲】 工事経歴書に記載されている工事に係る契約書、注文書・請書、発注者の証明書等の提示については、建設工事の種類毎に請負代金の大きい上位 3 件を基本とします。ただし、申請内容に疑義がある場合にあっては、追加で書類の提示を求めることがあります。 【工事進行基準】 特例として、法人税法第 64 条により認められている長期かつ大規模な工事（工期が 1 年以上、10 億円以上の工事の場合）において採用が可能。なお、この場合は重要な会計方針として、その旨及び工事進行基準を適用して計上した完成工事高について、計算書類の注記表に明記する必要がある。 【部分完成基準】 法人税法基本通達 2-1-9 により、事業年度に部分的に完成した工事の引渡しを行った場合で、以下に該当するようなものについては、全部が完成していなくても計上できる場合がある。 ・一つの契約により同種の工事を多量に請け負った場合で、その引渡数量に従い工事代金を収入する旨の特約または慣習がある場合 ・工事の一部が完成し、その部分を引き渡した都度、工事代金を収入する旨の特約または慣習がある場合				
5	技術職員（「技能レベル向上者数」に係る数値の評価を受ける技能者及び経理責任者を含む）が一定期間以上雇用されていることの確認に要する書類 <u>※雇用保険、健康保険及び厚生年金保険各保険の加入状況が確認できる書類が必要</u>	☐ 事業所の名称が記載された雇用保険の被保険者証		
		☐ 健康保険及び厚生年金保険に係る標準報酬決定通知書		
		☐ 審査基準日を含む期間についての給与所得の所得税徴収高計算書（源泉徴収納付の領収証書）		
		☐ 源泉徴収票または源泉徴収票合計表		
		■ 賃金台帳または給与台帳 （基準日が属する月及び基準日から起算して 7 か月程度分）		
		☐ 出勤簿等		
		☐ 所属企業の雇用証明書（氏名、事業者名称、証明者、証明日、雇用形態、雇用開始日の記載があり、代表者印が押印されたもの）≪被雇用者に限る≫		○
		新規採用または中途採用の者で源泉徴収票がない場合	☐ 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書及び労働基準法施行規則第 5 条第 3 項に規定する書面 〔労働契約における賃金に関する事項が明らかとなる書面。ただし、賃金の支払方法が月給制であるものに限る。〕	
			☐ 住民税特別徴収税額決定通知書	
		後期高齢者がいる場合	■ 住民税特別徴収税額決定通知書 ■ 後期高齢者医療証及び所得証明書	
出向者がいる場合	■ 出向事実を確認できる書類（出向契約書等） ■ 出向元に通知された標準報酬決定通知書			

番号	書類内容	提示書類摘要		原本
		高年齢者雇用安定法の継続雇用制度の適用を受けている職員を雇用している場合	[再 掲] ■「継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿」(別記様式第3号) ■ [10人以上の労働者を使用する事業所のみ] 同制度について定めた労働基準監督署長の受付印のある就業規則または労働協約	原本添付
[備考] ※審査基準日以前に6か月を超える恒常的な雇用関係について、以下のとおり期間計算するものとし、「審査基準日から6か月と1日前以前」から恒常的な雇用関係のある技術者を評価対象とする。 ○審査基準日の前日を起算日とする。 ○起算日の6か月前の月の応当日の翌日を「6か月前」とする(ただし、応当日が存在しない場合には、翌月の初日を「6か月前」とする)。 ○「6か月前」の前日を「6か月と1日前」とする。(25ページを参照) ※健康保険証・後期高齢者医療被保険者証については、有効期限内に限り、従来どおり確認書類として利用可能。 ※証明内容に疑義がある場合にあっては、追加で書類の提示を求めることがある。				
6	〔別紙二：技術職員名簿(20005 帳票)〕及び〔様式第4号：技術者名簿〕関連技術職員の資格等の確認に要する書類	技術職員の国家資格・技術検定等に係る合格証明書、免許証等		
		実務経験による場合	☐建設業許可申請に係る「実務経験証明書」(規則様式第9号) ☐当該技術者の実務経験に係る受理・受付済み書類一式(履歴書等；経験業種及び期間が明記されているもの)	
		1級国家資格者相当の者で監理技術者証を保有しており、かつ監理技術者講習を受講している者	■監理技術者資格者証 (表面) 初回交付日が審査基準日より前の日付で、有効期限が審査基準日より後の日付のもの (裏面) 審査基準日時点で、講習修了日の属する年の翌年1月1日から5年以内のもの	
		大臣認定者	■大臣認定書 ■監理技術者講習修了履歴がわかるもの ※大臣認定書の有効期限までは、認定書のみにて確認可能。 ※認定書の有効期間満了日までに、監理技術者講習を受講していること。 ※上記講習の受講以降は、当該講習の有効期間満了日まで監理技術者講習を間断なく受講していること。	
		登録基幹技能者講習受講者	登録基幹技能者講習修了証	
		能力評価基準によりレベル4又は3と判定された者	能力評価実施機関が発行する「能力評価(レベル判定) 結果通知書」	
		CPD単位を取得している技術者	CPD単位数を証する書面等(CPD 認定団体が発行する証明書等) ※1人の技術者につき、1つのCPD 認定団体のCPD 単位に限る	
[備考] 技術職員が有する資格を証明する書面等のうち、有効期間の定めがなく、既に過去の経営事項審査において審査を受けている場合は、当該資格に変更がない限りにおいて、提示を不要とする。				
7	〔項番：51・52・53〕えるぼし認定、くるみん認定、ユースエール認定の有無の確認に要する書類	審査基準日において有効な都道府県労働局長の(えるぼし認定) 女性活躍推進企業認定証、(くるみん認定) 基準適合一般事業主認定通知書、(ユースエール認定) 基準適合事業主認定通知書		○

番号	書類内容	提示書類摘要	原本
8	〔項番：56〕 民事再生法または会社更生法の適用の有無の確認に要する書類	☐ 裁判所から送付される手続開始または終結決定の通知書 ☐ 官報の該当公告部分	
〔備考〕 平成23年4月1日以降に民事再生法または会社更生法の適用を申請した事件のみが対象となる。			
9	〔項番：60〕 監査の受審状況の確認に要する書類	1) 会計監査人の設置 会社の場合 ☐ 有価証券報告書 ☐ 監査報告書 2) 会計参与の設置 会社の場合 会計参与報告書 3) 建設業の経理に関する業務の責任者（公認会計士、会計士補、税理士及び登録経理試験の一級に合格した者等）により建設業の経理が適正に行われたことを確認した場合 〔再掲〕 「経理書類の適正を確認した旨の書類」（別記様式第2号）	原本添付
〔備考〕 建設業の経理に関する業務の責任者は、自社が恒常的に雇用している者であることが必要（決算書の作成を外部の税理士に依頼しているだけでは該当しない）。			
10	〔項番：61・62〕 公認会計士・登録経理試験合格者等の確認に要する書類	登録経理試験の合格者を有する場合 ☐ 合格証 ☐ 合格証明書 登録経理講習を受講した者を有する場合 登録経理講習修了証 公認会計士、会計士補、税理士の場合 ☒ 合格証書等 ※指定の研修を受講した者を有する場合 ☒ 研修受講記録	○
11	〔項番：63〕 研究開発費の状況の確認に要する書類	☐ 注記表（省令別記様式第17号の2） ☐ 有価証券報告書等これに準ずる書類	
〔備考〕 本項目は、会計監査人設置会社であって、かつ会計監査人が財務諸表に対して無限定適正意見または限定付き適正意見を表明している場合のみ該当。			
12	〔項番：64〕 建設機械の保有状況の確認に要する書類	〔再掲〕 ☒ 建設機械保有状況一覧表（本県様式） 所有形態がリース契約の場合において、リース期間が当該審査基準日から1年7ヶ月以内に終了する建設機械は、リース契約の更新、延長及び建設機械の買い取りをすることを理由として評価を受けようとする場合 ☐ 建設機械の売買契約書 ☐ 販売店が発行する「譲渡証明書」または「販売証明書」 ☐ 審査基準日から1年7ヶ月以上の使用期間が定められているリース契約書 ☐ 建設機械抵当法に基づく打刻または検認証明書 ☐ （オンロード車の場合）自動車検査証（所有者、使用者が確認できる部分） ※（電子車検証（写し）の場合）併せて自動車検査証記録事項（写し）を提示	原本添付
			○

番号	書類内容	提示書類摘要	原本
		■当該建設機械のカatalog等（当該機械の性能・規格がわかるもの） ※前審査基準日の経営事項審査において評価の対象となったものについては、省略可。	
		【備考】 評価対象は次のとおり（詳しくは24ページを参照）。 ・ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル及びモーターグレーダー（建設機械抵当法施行令別表） ・ダンプ車（土砂等を運搬する貨物自動車であって、自動車検査証の車体の形状の欄に「ダンプ」、「ダンプフルトレーラ」または「ダンプセミトレーラ」と記載されているもの） ・つり上げ荷重が3トン以上の移動式クレーン（労働安全衛生法施行令第12条第1項第4号） ・作業床の高さが2メートル以上の高所作業者（労働安全衛生法施行令第13条第3項第34号） ・締固め用機械（労働安全衛生法施行令別表第7号第4号） ・解体用機械（労働安全衛生法施行令別表第7号第6号）	
		■特定自主検査記録表、自動車検査証、移動式クレーン検査証 ※（電子車検証（写し）の場合）併せて自動車検査証記録事項（写し）を提示	○
		【備考】 ・ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル、モーターグレーダー、高所作業車、締固め用機械、解体用機械 特定自主検査記録表（1年以内に1回） ※審査基準日において有効なものに限る 審査基準日の前1年以内もしくは審査基準日以降に直近で検査を実施したものに限る。 ・ダンプ車 自動車検査証（毎年） 初度登録年月が審査基準日以前であり、かつ審査基準日が有効期間の満了する日以前であるものに限る。 ・移動式クレーン 移動式クレーン検査証（2年毎） 審査基準日が有効期間内であるものに限る。 ※いずれも稼働困難とみなされるものは加対象とならない。 なお、新車購入の場合は、特定自主検査出荷標章（写しで可）または特定自主検査実施時期証明書	
13	【項番：65・66・67】 エコアクション21の認証、ISO9001の登録の有無及ISO14001の登録の有無の確認に要する書類	審査基準日において有効な（一財）持続性推進機構が発行するエコアクション21の認証・登録証、（公財）日本適合性認定協会（JAB）またはJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関が発行するISO9001及びISO14001の登録認定証	○
		【備考】 認証範囲に建設業が含まれていない場合及び認証範囲が会社単位ではなく一部の支店等に限られている場合は、加対象とならない。	
14	【様式第5号：技能者名簿関連】 技能者数及び技能者のレベル向上の有無の確認に要する書類	審査基準日において施工中である施工体制台帳の作成が必要な全ての工事に係る作業員名簿	
		能力評価基準によりレベル判定された者 能力評価実施機関が発行する「能力評価（レベル判定）結果通知書」	
		【備考】 申請者が作成建設業者又は下請負人となった建設工事に関する施工体制台帳のうち、申請者に所属する建設工事に従事する者に関する氏名、生年月日、年齢及び職種並びに医療保険、年金及び雇用保険の加入等の状況が記載された部分（作業員名簿）	

押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係省令の一部を改正する省令（国土交通省令第98号）の施行（令和3年1月1日）に伴い、建設業法施行規則の一部が改正され、経営事項審査申請に関する手続きに際して提出が必要な書類への押印が不要となりました。

当該改正を踏まえ、愛媛県知事への提出書類の接続部への契印も廃止します。

4 特殊な申請について

国土交通省総合政策局建設業課長通知「経営事項審査の事務取扱いについて（通知）」（平成20年1月31日付け国総建第269号）に基づき、以下のような申請が認められる場合があります。

これらは、特殊な申請となりますので、必ず事前に窓口にご相談ください。

（１）完成工事高の業種間振り替えについて

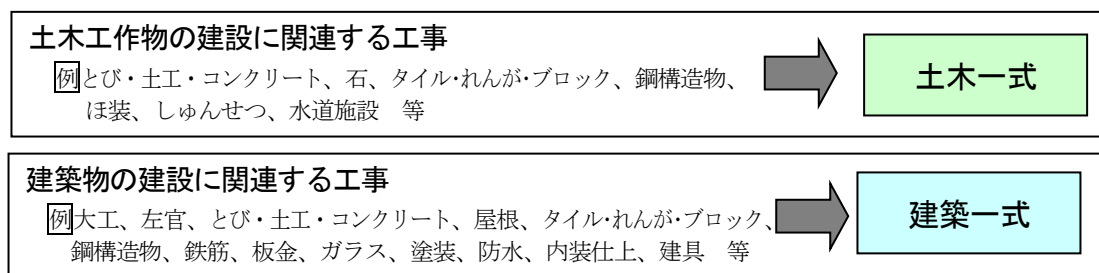
次の①・②に該当する場合、業種間において完成工事高・元請完成工事高を振り替えることができます。

なお、当然ながら、振り替え元及び振り替え先双方に建設業の許可があることが前提となります。また、この取扱いによって振り替えを行った場合、元の業種については完工高がゼロになるのではなく、そもそも経営事項審査を受けたことにならない（総合評定値の通知を受けない）扱いとなりますので、御注意ください。

①一式工事業以外の工事（専門工事） $\longleftrightarrow$ 一式工事

審査対象建設業が土木工事業または建築工事業（以下「一式工事業」という。）である場合、許可を受けている建設業のうち一式工事業以外の建設業（以下、「専門工事業」という。）に係る建設工事の年間平均完成工事高を、その内容に応じて当該一式工事業のいずれかの年間平均完成工事高に含めることができます。ただし、審査対象建設業として申出する業種は除きます。

[一式工事業へ算入できる専門工事の例]



（注意）

○専門工事の完成工事高については、審査対象年だけでなく、直前2年分または3年分をいずれか一方の一式工事に全額算入する必要があります。

○「とび・土工・コンクリート工事」については、いずれの一式工事業にも算入できる可能性があります、

- ・工事の内容から判断し、土木系の工事しかない場合は土木一式に、建築系の工事しかない場合は建築一式にしか、それぞれ振り替えできません（両方の内容の工事がそれぞれ1件でも含まれていれば、どちらにでも振り替えることができます）。
- ・ただし、振り替え元の工事の完成工事高を分割して、土木一式及び建築一式それぞれに算入することはできません。

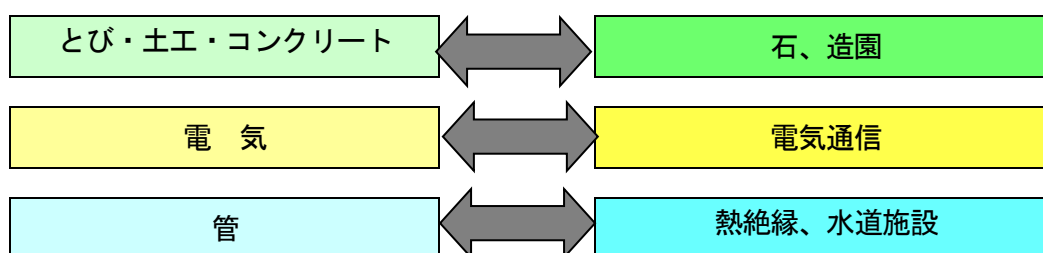
②専門工事 $\longleftrightarrow$ 他の専門工事

審査対象建設業が専門工事業である場合においては、許可を受けている建設業のうち他の専門工事業に係る建設工事の完成工事高を、その性質に応じて当該専門工事業に係る完成工事高に含めることができます。ただし、審査対象建設業として申出する業種は除きます。

この場合、①と異なり、専門工事の完成工事高については、年単位で完成工事高を振り替えることができます。例えば、**審査対象年は振り替え、審査対象年の前年**は振り替えない、ということも可能です。

具体的な業種の振り替えは、以下に示すものが考えられます。

〔専門工事へ算入できる他の専門工事の例〕



※振り替えを行う場合は、「工事種類別完成工事高付表」（様式第1号）の提出が必要となります。

（２）実績の承継について

次の①～③いずれかに該当する場合、当期事業年度開始日の直前2年（または直前3年）の各事業年度における完成工事高の合計額を年間平均完成工事高の算定基礎とすることができます。

①当期事業年度開始日からさかのぼって2年以内（または3年以内）に商業登記法の規定に基づく組織変更の登記を行った者

②いわゆる「代替わり」の場合

当期事業年度開始日からさかのぼって2年以内（または3年以内）に建設業者（個人に限る。以下「被承継人」という。）から建設業の主たる部分を承継した者（以下「承継人」という。）がその配偶者または2親等以内の者であって、次のいずれにも該当するもの

- 被承継人が建設業を廃業すること
- 被承継人の事業年度と承継人の事業年度が連続すること（やむをえない事情により連続していない場合を除く。）
- 承継人が被承継人の業務を補佐した経験を有すること

③いわゆる「法人成り」の場合

当期事業年度開始日からさかのぼって2年以内（または3年以内）に被承継人から営業の主たる部分を承継した者（法人に限る。以下「承継法人」という。）であって、次のいずれにも該当するもの

- 被承継人が建設業を廃業すること
- 被承継人が50%以上を出資して設立した法人であること
- 被承継人の事業年度と承継法人の事業年度が連続すること
- 承継法人の代表権を有する役員が被承継人であること

（３）会社の合併・譲受・分割承継を行った場合の実績の承継について

次のいずれかに該当する者にあつては、当期事業年度開始日の直前２年（または直前３年）の各事業年度における完成工事高の合計額に、消滅した建設業者または当該建設業の譲渡人に係る営業期間内（期間調整あり）の同一種類の建設工事の完成工事高の合計額を加えたものにつき、年間平均完成工事高の算定基礎とすることができます。

なお、詳細な算定方法等については、窓口にて御相談ください。

- 当期事業年度開始日からさかのぼって２年以内（または３年以内）に
 - ・合併の沿革を有する者（吸収合併においては合併存続している者、新設合併においては合併に伴い設立された者）
 - ・建設業を譲り受けた沿革を有する者

５ 手数料について

（１）手数料の額

「経営規模等評価」及び「総合評定値」のそれぞれの請求に手数料が必要です。なお、手数料は、許可を受けている業種数ではなく、審査対象とする業種数で算出しますので、御注意ください。

※経営状況分析の手数は、それぞれの経営状況分析機関にお問い合わせください。

①経営規模等評価手数料

審査対象建設業が１業種の場合は10,400円。以下、１業種増すごとに2,300円を加算した額。

②総合評定値通知手数料

審査対象建設業が１業種の場合は、600円。

以下、１業種増すごとに、200円を加算した額。

（２）納付方法

以下の方法により納付してください。

	納付方法	貼付用紙
愛媛県知事許可業者	愛媛県収入証紙	審査手数料収入証紙貼付書

※証紙は消印しないこと。

6 経営事項審査の結果の通知について

審査を終了したときは、申請された窓口にて、「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」を申請者に交付します。

なお、原則として窓口にて手交により交付しますが、その他の交付方法を希望する場合は、別途窓口に御相談ください。

7 経営事項審査結果の公表について

経営規模等評価の結果や総合評定値について、透明性の向上や公正性の確保、また、企業情報の開示や相互監視による虚偽申請の抑制などの観点から、一般財団法人建設業情報管理センターのホームページ (<http://www7.ciic.or.jp/>) にて公表を行っています。

8 申請方法や内容等に関する各種お問い合わせについて

経営規模等評価申請に係る照会等は、各地方局建設部または各土木事務所もしくは本庁土木管理課に対してお願いします（お問い合わせ先は、38ページを参照ください）。

4 その他

1 虚偽申請防止対策について

平成 23 年 1 月から、以下のとおり虚偽申請防止対策が強化されました。各申請者の皆様は、内容を偽ることなく申請するよう十分留意してください。虚偽申請が判明した場合、建設業法に基づく監督処分を行う場合があるほか、同法に定める罰則が適用される場合もあります。

①経営状況分析機関が行う疑義項目チェックの再構築

各経営状況分析機関が実施している異常値確認のための疑義項目チェックについて、倒産企業や処分企業の最新の財務データ等を用いて指標や基準値の見直しが行われております。また、一定の基準に該当する申請については、審査行政庁に直接情報提供する仕組みが創設されております。

②審査行政庁が行う相関分析の見直し・強化

各審査行政庁が実施している完工高と技術職員数値の相関分析（技術職員数値に比べて完工高が極端に大きい申請（粉飾決算の可能性がある）の抽出に加え、完工高に比べて技術職員数値が極端に高い申請（技術者の水増しの可能性がある）の抽出を新たに開始）について、最新のデータに基づいて基準値の修正が行われ、運用を強化しております。

③審査行政庁と経営状況分析機関との連携強化

各審査行政庁では、経営状況分析機関から提供される情報も活用し、適切に重点審査対象企業を選定し、証拠書類の追加徴収や原本確認、対面審査、立入等を効果的に行って参ります。

※本県においては、①による情報提供があった場合、または②の完工高と技術職員数値の相関分析により抽出された業者があった場合、窓口にて重点審査（証拠書類の原本確認・追加徴収等）を行うことがあるほか、毎年実施している立入検査指導の対象として検討しますので、御留意ください。

2 建設機械の保有状況の評価について

①評価対象となる建設機械について

地域防災への備えの観点から、災害時において使用される建設機械の保有状況について評価します。対象となる機械は次のとおりです。いずれも労働安全衛生法に定める特定自主検査記録表等により、審査基準日において正常に稼動していることを確認できることが必要となります。

評価対象	範 囲
ショベル系掘削機	ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン又はパイルドライバーのアタッチメントを有するもの
ブルドーザー	自重が3トン以上のもの
トラクターショベル	バケット容量が0.4立方メートル以上のもの
モーターグレーダー	自重が5トン以上のもの
ダンプ車	土砂等を運搬する貨物自動車であって、自動車検査証（道路運送車両法第60条第1項の自動車検査証）の車体の形状の欄に「ダンプ」、「ダンプフルトレーラ」または「ダンプセミトレーラ」と記載されているもの（自動車検査証の備考欄に「積載物は、土砂等以外のものとする」等の記載があり、土砂等の運搬が制限されている車両は除く）
移動式クレーン	つり上げ荷重3トン以上のもの
高所作業車	作業床の高さが2メートル以上のもの
締固め用機械	特定自主検査の対象であるもの（ロードローラー、タイヤローラー、振動ローラー、ハンドガイドローラー等）
解体用機械	特定自主検査の対象であるもの（ブレーカ、鉄骨切断機、コンクリート圧碎機、解体用つかみ機等） ※ベースマシンに解体用アタッチメントを装着させることで解体用機械として使用している等の事由により、複数の特定自主検査記録表等に同一のベースマシンが記載されている場合は、重複した評価をすることができない。

②所有形態がリース契約の場合の評価について

所有形態がリース契約の場合において、リース期間が当該審査基準日から1年7ヶ月以内に終了する建設機械について、リース契約の更新、延長及び建設機械の買い取りをすることを理由として評価を受けようとする場合は、リース契約の更新、延長及び建設機械の買い取りを予定している旨の申し出をすることが必要です。

また、リース契約の更新、延長及び建設機械の買い取りの状況について、後日、確認することがあるほか、リース契約の更新、延長及び建設機械の買い取りがなかった場合（廃車などのやむを得ない場合は除く。）は、虚偽の申請を行ったとして、建設業法に基づく、監督処分の対象となります。

3 「審査基準日以前に6か月を超える恒常的な雇用関係」の期間計算の取扱い事例

審査対象技術者については、審査基準日から6か月と1日以前から恒常的な雇用関係にある者が評価対象となる。代表的な審査基準日での各該当日は以下のとおり

審査基準日（決算日）	起算日	6か月前	6か月と1日前
令和4年8月31日	令和4年8月30日	令和4年3月1日	令和4年2月28日
令和4年9月30日	令和4年9月29日	令和4年3月30日	令和4年3月29日
令和4年10月31日	令和4年10月30日	令和4年5月1日	令和4年4月30日
令和4年11月30日	令和4年11月29日	令和4年5月30日	令和4年5月29日
令和4年12月31日	令和4年12月30日	令和4年7月1日	令和4年6月30日
令和5年1月31日	令和5年1月30日	令和4年7月31日	令和4年7月30日
令和5年2月28日	令和5年2月27日	令和4年8月28日	令和4年8月27日
令和5年3月31日	令和5年3月30日	令和4年10月1日	令和4年9月30日
令和5年4月30日	令和5年4月29日	令和4年10月30日	令和4年10月29日
令和5年5月31日	令和5年5月30日	令和4年12月1日	令和4年11月30日
令和5年6月30日	令和5年6月29日	令和4年12月30日	令和4年12月29日
令和5年7月31日	令和5年7月30日	令和5年1月31日	令和5年1月30日

4 防災協定を締結する建設業者への加点措置に関するQ A

防災協定の締結の有無については、国・特殊法人等又は地方公共団体との間で災害時の防災活動等について定めた防災協定を締結している場合に加点していますが、詳細な事務取扱いについては、以下のQ Aを参照してください。

No.	Q	A
1	加点の対象を防災協定締結企業に限定するのはなぜか。協定を締結していなくても、実際に防災活動に貢献した企業は加点すべきではないか。	経営事項審査はその性質上、全国一律の客観的な基準に基づいて評価する必要があるため、防災協定締結の有無を加点の要件とした。
2	防災協定を締結する両者のうち、行政機関側の「特殊法人等」の範囲について、「公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律（以下、「入契法」という。）第2条第1項に規定する特殊法人等」に限定しているのはなぜか。	「入契法第2条第1項に規定する特殊法人等」は、国の出費が2分の1以上又は事業運営費の主たる財源を国から得ていること等の要件を満たしており、行政機関に準ずるとみなされることによる。また、入契法適用対象外の法人は入札制度の透明性が必ずしも確保されておらず、締結する防災協定を一律に経審の加点対象とするのは馴染まないと考えられる。
3	加点対象となる防災協定は、具体的に災害時のどのような活動について定めてある必要があるのか。	災害時に建設業者に求められる役割は地域によってマチマチであると思われるため、防災協定に定める具体的な活動内容についての制限は設けない（建設工事に該当しない活動でもかまわない）。災害時の建設業者の活動義務について定めた協定であれば、基本的に加点対象となる。
4	災害時の実際の活動について、有償で行われる場合でも加点対象となるのか。	防災協定を締結する建設業者は、実際に出勤しない場合でも体制を整えるなど、大きな負担を伴いながら地域に貢献しており、協定に基づいて行った活動について対価を得たとしても、その社会貢献度は高く評価すべきもの。したがって、左記のケースでも加点対象とする。 ただし、防災協定そのものが事実上の請負契約や期間委託契約とみなされるような場合は除く。

5	上記4の回答で、加点対象とならない「防災協定そのものが事実上の請負契約や期間委託契約と見なされるような場合」とは、具体的にどのようなケースがあるか。	例えば協定において単価を定めているような場合は、期間委託契約の性質が強く建設業の営業そのものであるため、原則的に加点対象外とする。ただし、事務効率化等のため事前に単価を定めている場合でその単価が明らかに実費相当であるような場合は加点対象とする。 また、協定締結者を入札で決定しているような場合等も加点対象外とする。
6	複数の防災協定を締結する建設業者への加点はどうするのか。	防災協定を締結する建設業者に対しW ₅ 項目で一律3点の加点を行うこととし、複数の防災協定を締結している場合でも重複加点は行わない。
7	社団法人等の団体が防災協定を締結する場合の定めがあるが、加点対象となる「団体」の範囲について、要件はあるのか。	加点対象となる「団体」の要件について、特に制限は設けない。法人格も必ずしも必要としない。
8	申請者が加入する団体が防災協定を締結する場合の定めはあるが、加点対象となる「団体」の範囲について、要件はあるのか。	当該団体の会員証や証明書等で申請者が団体の会員であることを確認するとともに、団体の活動計画書や証明書等によって申請者が一定の役割を負っていることが確認できる場合については、加点対象とする。
9	今回の改正により、建設業者や業界団体から防災協定締結の申し出が増加することが予想されるが、どのように対応すべきか。	防災協定の締結については、従来どおり、各行政庁が防災対象としての実効性を基準として判断していくべきものであり、今回の改正は防災協定締結の基準そのものに影響を与えない。
10	防災協定を締結する両者のうち、行政機関側の「地方公共団体」の定義は。	地方自治法第1条の3で規定する地方公共団体である（特別地方公共団体を含む）。
11	地方公営企業法に基づく地方公営企業と締結した防災協定は加点対象となるか。	地方公営企業法において、地方公営企業の管理者は「当該業務の執行に関し当該地方公共団体を代表する」こととされており、地方公営企業が締結した防災協定は、地方自治体が締結の主体であるとみなし得ることから、経営事項審査の加点対象となる。
12	協定書は交わしていないものの、地方公共団体からの要請に基づき建設業者が災害時における協力体制を整備しているような場合は、加点対象となるか。	経営事項審査はその性質上、全国一律の客観的な基準に基づいて評価する必要があるため、書面において協定の締結が確認できない場面は加点対象とならない。 地方公共団体からの要請及びそれに対する建設業者の承諾が書面で行われている場合は、書面から協定の締結を確認できるため、加点対象となり得る（必ずしも「協定書」を交わしている必要はない）。

5 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険について

①雇用保険加入の有無について

雇用保険とは、失業した場合の給付等を行う制度であり、労働者災害補償保険（労災保険）と合わせて「労働保険」と総称しています。

雇用保険は、1人でも労働者（パート、アルバイトも含む）を雇用していれば、事業主は被保険者に関する届出その他の事務を行うことが義務付けられますので、「審査基準日における雇用保険加入の有無」は、従業員が雇用保険の被保険者となったことについての資格取得届を公共職業安定所に行っているかどうかで判断します。

なお、従業員が1人も雇用されていない等の場合には「適用除外」となります。

②健康保険加入の有無について

健康保険は、常時5人以上の従業員を使用する個人の事務所又は常時従業員を使用する法人の事務所の事業主が、その使用する者の異動、報酬等に関し報告等を行うことが義務付けられているため、「審査基準日における健康保険加入の有無」は、従業員が健康保険の被保険者の資格を取得したことについての日本年金機構または各健康保険組合への届出を行っているかどうかで判断します。

なお、個人事業所で常時使用する従業員が4人以下である場合等は「適用除外」となります。

③厚生年金保険加入の有無について

厚生年金保険は、常時5人以上の従業員を使用する個人の事務所又は常時従業員を使用する法人の事務所の事業主が、その使用する者の異動、報酬等に関し報告等を行うことが義務付けられているため、「審査基準日における厚生年金保険加入の有無」は、厚生年金保険の被保険者の資格を取得したことについての日本年金機構への届出を行っているかどうかで判断します。

なお、個人事業所で常時使用する従業員が4人以下である場合等は「適用除外」となります。

6 知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況に関する評価について

$$\left(\frac{\text{技術者数}}{\text{技術者数} + \text{技能者数}} \times \frac{\text{CPD単位取得数}}{\text{技術者数}} \right) + \left(\frac{\text{技能者数}}{\text{技術者数} + \text{技能者数}} \times \frac{\text{技能レベル向上者数}}{\text{技能者数} - \text{控除対象者数}} \right)$$

①CPD単位取得数による評価

$$\frac{\text{技術者数}}{\text{技術者数} + \text{技能者数}} \times \frac{\text{CPD単位取得数}}{\text{技術者数}}$$

○技術者数は、監理技術者になる資格を有する者、主任技術者になる資格を有する者、一級技士補及び二級技士補の数の合計とする。

○CPD単位取得数は、建設業者に所属する技術者が取得したCPD単位の合計数とする。

○各技術者のCPD単位は、以下の算式で算出される数値とする。

各技術者のCPD単位＝

$$\left[\frac{\text{審査対象年にCPD認定団体によって取得を認定された単位数}}{\text{審査対象年にCPD認定団体によって取得を認定された単位数}} \right] \div \left[\frac{\text{告示別表第18の左欄に掲げるCPD認定団体毎に右欄に掲げる数値}}{\text{告示別表第18の左欄に掲げるCPD認定団体毎に右欄に掲げる数値}} \right] \times 30$$

※上記算式で計算される各技術者のC P D単位数に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

また、各技術者のC P D単位の上限は「30」とする。

○「C P D単位取得数」／「技術者数」の数値が、3未満の場合は「0」、3以上6未満の場合は「1」、6以上9未満の場合は「2」、9以上12未満の場合は「3」、12以上15未満の場合は「4」、15以上18未満の場合は「5」、18以上21未満の場合は「6」、21以上24未満の場合は「7」、24以上27未満の場合は「8」、27以上30未満の場合は「9」、30の場合は「10」とする。

告示別表第18

公益社団法人空気調和・衛生工学会	50
一般財団法人建設業振興基金	12
一般社団法人建設コンサルタンツ協会	50
一般社団法人交通工学研究会	50
公益社団法人地盤工学会	50
公益社団法人森林・自然環境技術教育研究センター	20
公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会	50
一般社団法人全国測量設計業協会連合会	20
一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会	20
一般社団法人全日本建設技術協会	25
土質・地質技術者生涯学習協議会	50
公益社団法人土木学会	50
一般社団法人日本環境アセスメント協会	50
公益社団法人日本技術士会	50
公益社団法人日本建築士会連合会	12

公益社団法人日本造園学会	50
公益社団法人日本都市計画学会	50
公益社団法人農業農村工学会	50
一般社団法人日本建築士事務所協会連合会	12
公益社団法人日本建築家協会	12
一般社団法人日本建設業連合会	12
一般社団法人日本建築学会	12
一般社団法人建築設備技術者協会	12
一般社団法人電気設備学会	12
一般社団法人日本設備設計事務所協会連合会	12
公益財団法人建築技術教育普及センター	12
一般社団法人日本建築構造技術者協会	12

②技能レベル向上者数による評価

$$\frac{\text{技能者数}}{\text{技術者数} + \text{技能者数}} \times \frac{\text{技能レベル向上者数}}{\text{技能者数} - \text{控除対象者数}}$$

○技能者数は、審査基準日以前三年間に、建設工事の施工に従事した者であって、作業員名簿を作成する場合に建設工事に従事する者として氏名が記載される者（ただし、建設工事の施工の管理のみに従事する者（監理技術者や主任技術者として管理に係る業務のみに従事する者）は除く）の数とする。

○技能レベル向上者数は、認定能力評価基準により受けた評価が審査基準日以前3年間に1以上向上（レベル1からレベル2等）した者の数とする。

なお、認定能力基準による評価を受けていない場合は、レベル1として審査する。

○控除対象者数は、審査基準日の3年前の日以前にレベル4の評価を受けていた者の数とする。

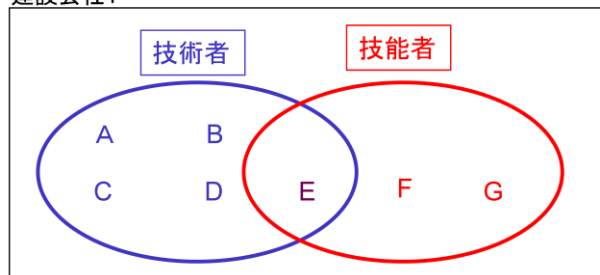
○「技能レベル向上者数」／〔「技能者数」－「控除対象者数」〕の数値を百分率で表した数値が、1.5%未満の場合は「0」、1.5%以上3%未満の場合は「1」、3%以上4.5%未満の場合は「2」、4.5%以上6%未満の場合は「3」、6%以上7.5%未満の場合は「4」、7.5%以上9%の場合は「5」、9%以上10.5%未満の場合は「6」、10.5%以上12%未満の場合は「7」、12%以上13.5%未満の場合は「8」、13.5%以上15%未満の場合は「9」、

15%以上の場合は「10」とする。

なお、「技能者数」－「控除対象者数」＝0の場合、「技能レベル向上者数」／〔「技能者数」－「控除対象者数」〕の数値は、「0」とする。

◇技術者数と技能者数の考え方について

建設会社Y



- 建設会社Yは、技術者と技能者あわせて、A～Gの7名の職員を雇用。
- A～Dの4名は建設工事の施工の管理のみに従事。
- F及びGの2名は建設工事の施工に従事するが、施工の管理には従事しない。
- Eは基本的には技能者として建設工事の施工に従事するが、主任技術者となる資格も有する。
(=この場合Eは、技術者としても、技能者としても評価の対象となる。)

上記の場合、技術者数＝5人、技能者数＝3人、技術者数＋技能者数＝8人 となる。

7 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況について

※令和5年8月14日以降を審査基準日とする申請で適用

審査基準日以前1年以内に発注者から直接請負った日本国内の建設工事（建設業法施行令第1条の2第1項に定める軽微な建設工事、防災協定に基づく災害応急対策工事、すでに契約した工事の発注者の指示に基づき行う災害応急対策工事を除く）で、CCUS（建設キャリアアップシステム）の活用状況を加点対象とする。

ただし、審査基準日以前1年以内に、審査対象工事を1件も発注者から直接請け負っていない場合は、加点対象としない。

また、加点要件を満たさないにもかかわらず、該当ありとして申請された場合は虚偽申請となるため、注意すること。

「民間工事を含む全ての建設工事」で、下のイ～ハの措置を実施：15点

「全ての公共工事」で、下のイ～ハの措置を実施：10点

イ CCUS上で、現場・契約情報の登録

ロ 直接入力によらない方法でCCUS上に就業履歴を蓄積できる体制の整備

ハ 経営事項審査申請時に様式第6号の誓約書の提出（37ページ参照）

※直接入力によらない方法とは、就業履歴データ登録標準API連携認定システムにより、入退場履歴を記録できる措置

就業履歴データ登録標準API連携認定システムの一覧は、一般財団法人建設業振興基金のホームページを参照 <https://www.auth.ccus.jp/p/certified>

5 参考様式

※省令様式については、愛媛県ホームページの「申請書等電子配布サービス」から入手してください。

様式第1号

工事種類別完成工事高付表

申請者 _____

審査対象建設業	完成工事高

注) 完成工事高の業種間の振り替えについては、次のとおり記載すること。

- (1) 「審査対象建設業」には、振り替え後の完成工事高を記載すること。
- (2) 「完成工事高」には、振り替え前の各業種ごとの完成工事高を記載すること。
- (3) どの業種に振り替えたかわかるように記載すること。

経理処理の適正を確認した旨の書類

私は、建設業法施行規則第 18 条の 3 第 3 項第 2 号の規定に基づく確認を行うため、
____(商号または名称)____の令和____年____月____日から令和____年____月____日までの
第____期事業年度における計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等
変動計算書及び注記表について、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計
の基準その他の企業会計の慣行をしん酌され作成されたものであること及び別添の会
計処理に関する確認項目の対象に係る内容について適正に処理されていることを確認
しました。

愛媛県知事 様

令和 年 月 日

商号または名称

所属・役職

氏 名

以上

建設業の経理が適正に行われたことに係る確認項目

項 目	内 容
全体	前期と比較し概ね20%以上増減している科目についての内容を検証する。特に次の科目については、詳細に検証し不適切なものが含まれていないことを確認した。 受取手形、完成工事未収入金等の営業債権 未成工事支出金等の棚卸資産 貸付金等の金銭債権 借入金等の金銭債務 完成工事高、兼業事業売上高 完成工事原価、兼業事業売上原価 支払利息等の金融費用
預貯金	残高証明書又は預金通帳等により残高を確認している。
金銭債権	営業上の債権のうち正常営業循環から外れたものがある場合、これを投資その他の資産の部に表示している。 営業上の債権以外の債権でその履行時期が1年以内に到来しないものがある場合、これを投資その他の資産の部に表示している。 受取手形割引額及び受取手形裏書譲渡額がある場合、これを注記している。
貸倒損失貸倒引当金	法的に消滅した債権又は回収不能な債権がある場合、これらについて貸倒損失を計上し債権金額から控除している。 取立不能のおそれがある金銭債権がある場合、その取立不能見込額を貸倒引当金として計上している。 貸倒損失・貸倒引当金繰入額等がある場合、その発生の態様に応じて損益計算上区分して表示している。
有価証券	有価証券がある場合、売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式、その他有価証券に区分して評価している。 売買目的有価証券がある場合、時価を貸借対照表価額とし、評価差額は営業外損益としている。 市場価格のあるその他有価証券を多額に保有している場合、時価を貸借対照表価額とし、評価差額は洗替方式に基づき、全部純資産直入法又は部分純資産直入法により処理している。 時価が取得価額より著しく下落し、かつ、回復の見込みがない市場価格のある有価証券（売買目的有価証券を除く。）を保有する場合、これを時価で評価し、評価差額は特別損失に計上している。 その発行会社の財政状態が著しく悪化した市場価格のない株式を保有する場合、これについて相当の減額をし、評価差額は当期の損失として処理している。
棚卸資産	原価法を採用している棚卸資産で、時価が取得原価より著しく低く、かつ、将来回復の見込みがないものがある場合、これを時価で評価している。
未成工事支出金	発注者に生じた特別の事由により施工を中断している工事で代金回収が見込めないものがある場合、この工事に係る原価を損失として計上し、未成工事支出金から控除している。 施工に着手したものの、契約上の重要な問題等が発生したため代金回収が見込めない工事がある場合、この工事に係る原価を損失として計上し、未成工事支出金から控除している。
経過勘定等	前払費用と前払金、前受収益と前受金、未払費用と未払金、未収収益と未収金は、それぞれ区別し、適正に処理している。 立替金、仮払金、仮受金等の項目のうち、金額の重要なもの又は当期の費用又は収益とすべきものがある場合、適正に処理している。
固定資産	減価償却は経営状況により任意に行うことなく、継続して規則的な償却を行っている。 適用した耐用年数等が著しく不合理となった固定資産がある場合、耐用年数又は残存価額を修正し、これに基づいて過年度の減価償却累計額を修正し、修正額を特別損失に計上している。 予測することができない減損が生じた固定資産がある場合、相当の減額をしている。 使用状況に大幅な変更があった固定資産がある場合、相当の減額の可能性について検討している。 研究開発に該当するソフトウェア制作費がある場合、研究開発費として費用処理している。 研究開発に該当しない社内利用のソフトウェア制作費がある場合、無形固定資産に計上している。 遊休中の固定資産及び投資目的で保有している固定資産で、時価が50%以上下落しているものがある場合、これを時価で評価している。 時価のあるゴルフ会員権につき、時価が50%以上下落しているものがある場合、これを時価で評価している。 投資目的で保有している固定資産がある場合、これを有形固定資産から控除し、投資その他の資産に計上している。
繰延資産	資産として計上した繰延資産がある場合、当期の償却を適正に行っている。 税法固有の繰延資産がある場合、投資その他の資産の部に長期前払費用等として計上し、支出の効果の及ぶ期間で償却を行っている。
金銭債務	金銭債務は網羅的に計上し、債務額を付している。 営業上の債務のうち正常営業循環から外れたものがある場合、これを適正な科目で表示している。 借入金その他営業上の債務以外の債務でその支払期限が1年以内に到来しないものがある場合、これを固定負債の部に表示している。

未成工事受入金	引渡前の工事に係る前受金を受領している場合、未成工事受入金として処理し、完成工事高を計上していない。ただし、工事進行基準による完成工事高の計上により減額処理されたものを除く。
引当金	将来発生する可能性の高い費用又は損失が特定され、発生原因が当期以前にあり、かつ、設定金額を合理的に見積ることができるものがある場合、これを引当金として計上している。 役員賞与を支給する場合、発生した事業年度の費用として処理している。 損失が見込まれる工事がある場合、その損失見込額につき工事損失引当金を計上している。 引渡を完了した工事につき瑕疵補償契約を締結している場合、完成工事補償引当金を計上して
退職給付債務 退職給付引当金	確定給付型退職給付制度（退職一時金制度、厚生年金基金、適格退職年金及び確定給付企業年金）を採用している場合、退職給付引当金を計上している。 中小企業退職金共済制度、特定退職金共済制度及び確定拠出型年金制度を採用している場合、毎期の掛金を費用処理している。
その他の引当金	将来発生する可能性の高い費用又は損失が特定され、発生原因が当期以前にあり、かつ、設定金額を合理的に見積ることができるものがある場合、これを引当金として計上している。 役員賞与を支給する場合、発生した事業年度の費用として処理している。 損失が見込まれる工事がある場合、その損失見込額につき工事損失引当金を計上している。 引渡を完了した工事につき瑕疵補償契約を締結している場合、完成工事補償引当金を計上して
法人税等	法人税、住民税及び事業税は、発生基準により損益計算書に計上している。 法人税等の未払額がある場合、これを流動負債に計上している。 期中において中間納付した法人税等がある場合、これを資産から控除し、損益計算書に表示し
消費税	決算日における未払消費税等（未収消費税等）がある場合、未払金（未収入金）又は未払消費税等（未収消費税等）として表示している。
税効果会計	繰延税金資産を計上している場合、厳格かつ慎重に回収可能性を検討している。 繰延税金資産及び繰延税金負債を計上している場合は、その主な内訳等を注記している。 過去3年以上連続して欠損金が計上されている場合、繰延税金資産を計上していない。
純資産	純資産の部は株主資本と株主資本以外に区分し、株主資本は、資本金、資本剰余金、利益剰余金に区分し、また、株主資本以外の各項目は、評価・換算差額等及び新株予約権に区分している。
収益・費用の計上（全般）	収益及び費用については、一会計期間に属するすべての収益とこれに対応するすべての費用を計上している。 原則として、収益については実現主義により、費用については発生主義により認識している。
工事収益・工事原価	適正な工事収益計上基準（工事完成基準、工事進行基準、部分完成基準等）に従っており、工事収益を恣意的に計上していない。 引渡の日として合理的であると認められる日（作業を結了した日、相手方の受入場所へ搬入した日、相手方が検収を完了した日、相手方において使用収益ができることとなった日等）を設定し、その時点において継続的に工事収益を計上している。 建設業に係る収益・費用と建設業以外の兼業事業の収益・費用を区分して計上している。ただし、兼業事業売上高が軽微な場合を除く。 工事原価の範囲・内容を明確に規定し、一般管理費や営業外費用と峻別のうえ適正に処理して
工事進行基準	工事進行基準を適用する工事の範囲（工期、請負金額等）を定め、これに該当する工事については、工事進行基準により継続的に工事収益を計上している。 工事進行基準を適用する工事の範囲（工期、請負金額等）を注記している。 実行予算等に基づく、適正な見積り工事原価を算定している。 工事原価計算の手続きを経た発生工事原価を把握し、これに基づき合理的な工事進捗率を算定している。 工事収益に見合う金銭債務「未成工事受入金」を減額し、これと計上した工事収益との減額がある場合、「完成工事未収入金」を計上している。
受取利息配当金	協同組合から支払いを受ける事業分量配当金がある場合、これを受取利息配当金として計上していない。
支払利息	有利子負債が計上されている場合、支払利息を計上している。
J V	共同施工方式のJ Vに係る資産・負債・収益・費用につき、自社の出資割合に応じた金額のみを計上し、J V全体の資産・負債・収益・費用等、他の割合による金額を計上していない。 分担施工方式のJ Vに係る収益につき、契約金額等の自社の施工割合に応じた金額を計上し、J V全体の施工金額等、他の金額を計上していない。 J Vを代表して自社が実際に支払った金額と協定原価とが異なることに起因する利益は、当期の収益または未成工事支出金のマイナスとして処理している。
個別注記表	重要な会計方針に係る事項について注記している。 資産の評価基準及び評価方法 固定資産の減価償却の方法 引当金の計上基準 収益及び費用の計上基準 会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記している。 当期において会計方針の変更等があった場合、その内容及び影響額を注記している。

継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿

建設業法施行規則別記様式第 2 5 号の 1 4・別紙 2 の技術職員名簿に記載した者のうち、下表に掲げる者については、審査基準日において継続雇用制度の適用を受けていることを証明します。

令和 年 月 日

愛媛県知事 様

住所
商号または名称
代表者氏名

通 番	氏 名	生年月日

記載要領

- 1 規則別記様式第 2 5 号の 1 4・別紙 2 の技術職員名簿に記載した者のうち、審査基準日において継続雇用制度の適用を受けている者（6 5 歳以下の者に限る。）について記載すること。
- 2 通番、氏名及び生年月日は、規則別記様式第 2 5 号の 1 4・別紙 2 の記載と統一すること。

建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書
及び
情報共有に関する同意書

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの期間に発注者から直接請け負った建設工事について、以下のとおり、建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施していることを誓約します。

また、建設業法第27条の26第1項に定める国土交通大臣又は都道府県知事及び一般財団法人建設業振興基金との間において、上記の内容を確認する目的での情報共有を行うことに同意します。

愛媛県知事 様

年 月 日

建設キャリアアップシステム事業者ID

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

住所
商号又は氏名
代表者氏名

申請区分 ☐ (1. 全ての建設工事、2. 全ての公共工事)

科 目		件 数
措置実施工事		件
措置未実施工事	軽微な工事	件
	災害応急工事	件
合 計		件

お問い合わせ先、申請窓口

「経営規模等評価申請及び総合評定値請求書」の審査申込み、書類の提出及びこれら申請に係る問い合わせ等につきましては、主たる営業所の所在地を所管する以下の各地方局建設部・土木事務所までお願いします。

主たる営業所の所在地	問い合わせ先、申込書・申請書提出先
四国中央市	東予地方局四国中央土木事務所用地管理課（契約・建設業係） 〒799-0404 四国中央市三島宮川四丁目6番55号 【電話番号】0896-24-4455（内線：308、309）
新居浜市、西条市	東予地方局建設部管理課（契約・建設業係） 〒793-0042 西条市喜多川796番地1 【電話番号】0897-56-1300（内線：407、408）
今治市、上島町	東予地方局今治土木事務所管理課（契約・建設業係） 〒794-8502 今治市旭町一丁目4番地9 【電話番号】0898-23-2500（内線：262、268）
松山市、伊予市、東温市、松前町、砥部町	中予地方局建設部管理課（契約・建設業係） 〒790-8502 松山市北持田町132番地 【電話番号】089-909-8769（ダイヤルイン） ※来庁による予約及び審査日の決定に対応
久万高原町	中予地方局久万高原土木事務所用地管理課（契約・建設業係） 〒791-1201 上浮穴郡久万高原町久万190番地1 【電話番号】0892-21-1210（内線：415、416）
大洲市、内子町	南予地方局大洲土木事務所事業管理課（契約・建設業係） 〒795-8504 大洲市田口甲425番地1 【電話番号】0893-24-5121（内線：304、306、322）
八幡浜市、伊方町	南予地方局八幡浜土木事務所管理課（契約・建設業係） 〒796-0048 八幡浜市北浜一丁目3番37号 【電話番号】0894-22-4111（内線：406、407）
西予市	南予地方局西予土木事務所用地管理課（契約・建設業係） 〒797-0015 西予市宇和町卯之町五丁目175番地3 【電話番号】0894-62-1331（内線：134）
宇和島市、松野町、鬼北町	南予地方局建設部管理課（契約・建設業係） 〒798-8511 宇和島市天神町7番1号 【電話番号】0895-22-5211（内線：407、408）
愛南町	南予地方局愛南土木事務所用地管理課（契約・建設業係） 〒798-4131 南宇和郡愛南町城辺甲2420 【電話番号】0895-72-1145（内線：205）
—	愛媛県土木部土木管理局土木管理課（契約・建設業G） 〒790-8570 松山市一番町四丁目4番地2 【電話番号】089-912-2643（ダイヤルイン） ※お問い合わせのみ対応

※令和5年12月4日より、久万高原土木事務所は仮庁舎へ移転しました（移転に伴う変更：下線部）。

経営状況分析機関一覧

経営状況分析の申請の時期及び方法等については、以下の各経営状況分析機関にお問い合わせください。

登録 番号	機関の名称	事務所の所在地	電話番号
1	(一財) 建設業情報管理センター http://www.ciic.or.jp/	東京都中央区築地 2-11-24	03-5565-6194
2	(株) マネージメント・データ・リサーチ http://www.m-d-r.jp/index.html	熊本県熊本市中央区京町 2-2-37	096-278-8330
4	ワイズ公共データシステム (株) http://www.wise-pds.jp/	長野県長野市田町 2120-1	026-232-1145
5	(株) 九州経営情報分析センター https://www.kyusyukeyei-bunseki.com/	長崎県長崎市今博多町 22	095-811-1477
7	(株) 北海道経営情報センター https://hmic.co.jp/	北海道札幌市白石区東札幌一 条 4-8-1	011-820-6111
8	(株) ネットコア https://www.netcore.co.jp/	栃木県宇都宮市鶴田 2-5-24	028-649-0111
9	(株) 経営状況分析センター https://mfac.co.jp/	東京都大田区大森西 3-31-8	03-5753-1588
10	経営状況分析センター西日本 (株) https://www.kjbc.co.jp/	山口県宇部市北琴芝 1-6-10	0836-38-3781
11	(株) NKB https://www.nkb-nkb.com/index.html	福岡県北九州市小倉北区重住 3-2-12	093-982-3800
22	(株) 建設業経営情報分析センター https://www.ciac.jp/	東京都立川市柴崎町 2-17-6	042-505-7533